

計量法関係手数料

手数料を徴収する事務	計量器の区分	手数料の額																																
定期検査	非自動はかり	<p>1個につき、次の各号に掲げる非自動はかりの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げるひょう量の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 100 キログラム以下のもの</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>イ 250 キログラム以下のもの</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 500 キログラム以下のもの</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>エ 500 キログラムを超えるもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> </table> <p>(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 250 円</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの</p> <p>次に掲げるひょう量の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 100 キログラム以下のもの</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>イ 250 キログラム以下のもの</td> <td>900 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 500 キログラム以下のもの</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>エ 1 トン以下のもの</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>オ 2 トン以下のもの</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>カ 5 トン以下のもの</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>キ 10 トン以下のもの</td> <td>10,700 円</td> </tr> <tr> <td>ク 20 トン以下のもの</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>ケ 30 トン以下のもの</td> <td>19,100 円</td> </tr> <tr> <td>コ 40 トン以下のもの</td> <td>21,600 円</td> </tr> <tr> <td>サ 50 トン以下のもの</td> <td>29,800 円</td> </tr> <tr> <td>シ 50 トンを超えるもの</td> <td>51,200 円</td> </tr> </table>	ア 100 キログラム以下のもの	1,400 円	イ 250 キログラム以下のもの	1,800 円	ウ 500 キログラム以下のもの	2,200 円	エ 500 キログラムを超えるもの	3,100 円	ア 100 キログラム以下のもの	500 円	イ 250 キログラム以下のもの	900 円	ウ 500 キログラム以下のもの	1,500 円	エ 1 トン以下のもの	2,100 円	オ 2 トン以下のもの	3,700 円	カ 5 トン以下のもの	6,900 円	キ 10 トン以下のもの	10,700 円	ク 20 トン以下のもの	15,000 円	ケ 30 トン以下のもの	19,100 円	コ 40 トン以下のもの	21,600 円	サ 50 トン以下のもの	29,800 円	シ 50 トンを超えるもの	51,200 円
	ア 100 キログラム以下のもの	1,400 円																																
	イ 250 キログラム以下のもの	1,800 円																																
ウ 500 キログラム以下のもの	2,200 円																																	
エ 500 キログラムを超えるもの	3,100 円																																	
ア 100 キログラム以下のもの	500 円																																	
イ 250 キログラム以下のもの	900 円																																	
ウ 500 キログラム以下のもの	1,500 円																																	
エ 1 トン以下のもの	2,100 円																																	
オ 2 トン以下のもの	3,700 円																																	
カ 5 トン以下のもの	6,900 円																																	
キ 10 トン以下のもの	10,700 円																																	
ク 20 トン以下のもの	15,000 円																																	
ケ 30 トン以下のもの	19,100 円																																	
コ 40 トン以下のもの	21,600 円																																	
サ 50 トン以下のもの	29,800 円																																	
シ 50 トンを超えるもの	51,200 円																																	
	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき 10 円																																
	皮革面積計	1個につき 2,500 円																																
<p>備考 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満の非自動はかりの手数料の額は、この項に定める非自動はかりの手数料の額に2を乗じて得た額とする。</p>																																		
適正計量管理事業所の指定に係る計量管理の方法についての検査	手数料の額																																	
	1件につき	7,400 円																																